

子ども、みんなが主人公！ 北区子どもしあわせプラン

Vol.1



北区子ども・
子育て支援
総合計画
2024
概要版

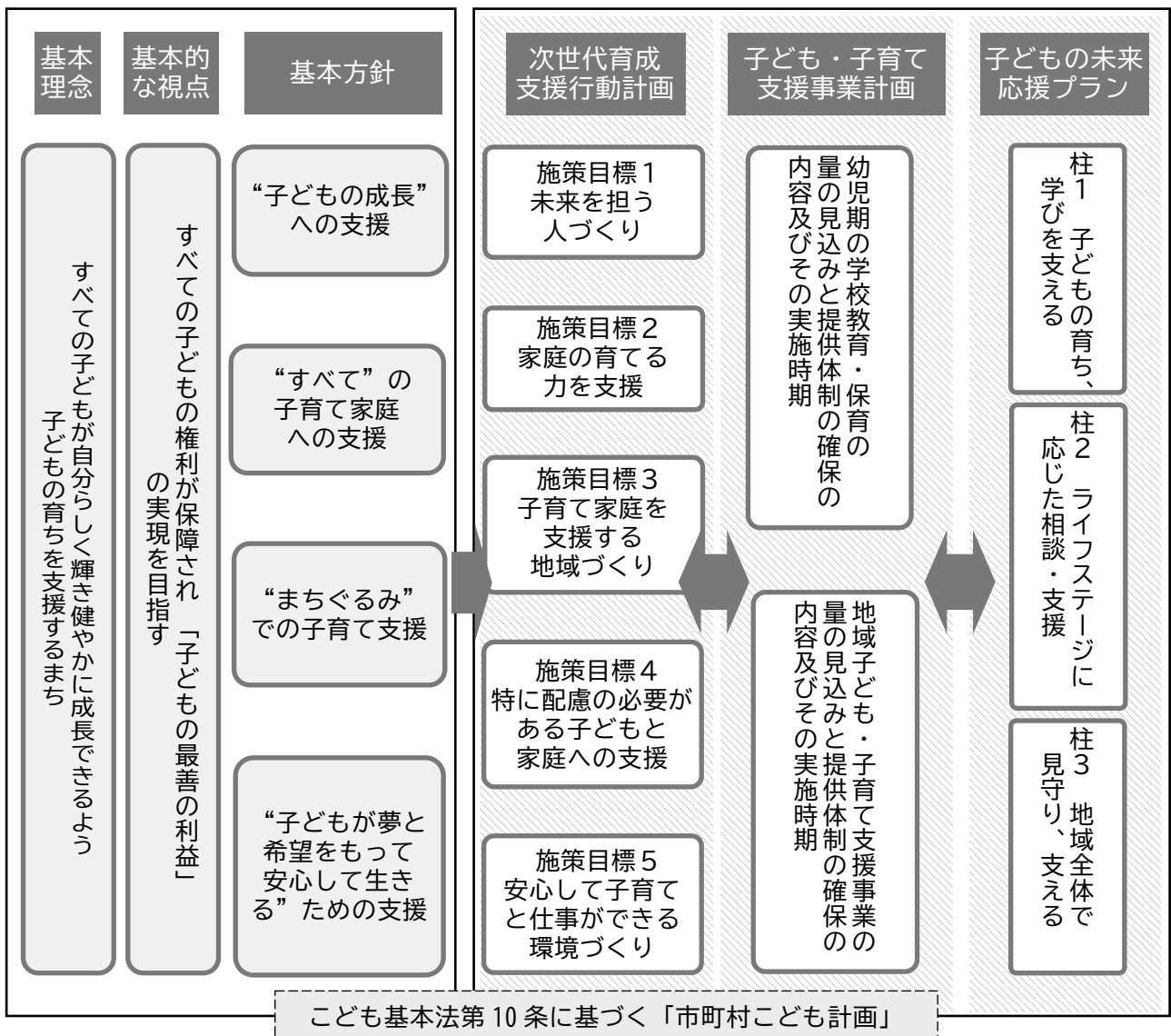
令和6年(2024年)3月



計画策定の背景と目的

- 北区では、令和2年度から6年度を計画期間とする「北区子ども・子育て支援計画2020」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策を展開してきました。
- また、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を平成29年3月に策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取組を推進してきました（令和3年に見直しを行い、計画期間を令和5年度まで延長）。
- この度、令和5年10月に新たな「北区基本構想」が策定されたことを踏まえ、「北区子ども・子育て支援計画2020」の当初計画期間を1年前倒しで改定するとともに、「北区子どもの未来応援プラン」を改定し、これらを統合し、「北区子ども・子育て支援総合計画2024」を策定しました。

北区子ども・子育て支援総合計画の体系



次世代育成支援行動計画

○次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。

施策目標 1 未来を担う人づくり

- 次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。
- 子どもの権利を保障し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。
- 子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

個別目標

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 教育の場における子育ての支援
- (3) 自己実現の場と体験機会の提供
- (4) 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実
- (5) こころとからだの健全な成長への支援
- (6) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施策目標 2 家庭の育てる力を支援

- 子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実を図ります。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します。

個別目標

- (1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実
- (2) 子育てに関する相談・情報提供の充実
- (3) 親育ちへの支援
- (4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
- (5) 経済的負担の軽減

施策目標3

子育て家庭を支援する地域づくり

- 地域の中で子どもが健やかに育つよう、子育てをまわぐるみで温かく見守る地域づくりを推進します。
- 保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもと一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。
- 支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。
- 子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

個別目標

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援
- (4) 地域における子育て支援の担い手の育成
- (5) 子どもの安全を確保する活動の推進

施策目標4

特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- 子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。
- 子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子ども・教育に関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。
- また、障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

個別目標

- (1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援
- (2) 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 生活困窮家庭への支援
- (5) 多文化共生に向けた支援

施策目標5

安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

個別目標

- (1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- (2) 仕事と子育てを両立できる社会の推進
- (3) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の推進

子ども・子育て支援事業計画

- 「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

1

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

- 令和5年4月期の保育園入所における待機児童が解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。

(2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

- 就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

2

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名	上段：事業概要 / 下段：今後の方向性
①利用者支援事業	<p>子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p> <p>①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。</p> <p>②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等に努めます。</p> <p>③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。</p> <p>妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。</p> <p>子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。</p> <p>地域連携を推進するため、子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざします。</p>
②地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。</p> <p>区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。</p> <p>子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。</p> <p>子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。</p>

事業名	上段：事業概要 / 下段：今後の方向性
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。
⑤養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。 特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。 ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。 新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。
⑩病児病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。 平成27年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。
⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。 待機児童の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めるとともに、放課後子ども教室（一般登録）に延長時間を設け、待機児童が生じない仕組みを令和6年度から構築します。 小学校4年生以上の児童については、一般登録で対応していきます。

事業名	上段：事業概要 / 下段：今後の方向性
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</p> <p>○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。</p>
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<p>地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。</p> <p>①保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。</p> <p>②私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。</p> <p>○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。</p>

子どもの未来応援プラン

- 未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

1

貧困の連鎖の解消のための3つの柱

- 本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き 健やかに成長できるよう 子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に向けて、次のとおり3つの柱を設定します。

柱1 子どもの育ち、学びを支える

- すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や自己有用感を高め、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

- 困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない良質かつ適切な支援に確実につなぐための重層的な支援体制をつくります。
- 困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活の自立を応援します。

柱3 地域全体で見守り、支える

- 地域ぐるみで子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、
 自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるように、
 子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、
 貧困の連鎖の解消に取り組みます。

■3つの柱

柱1
 子どもの育ち、
 学びを支える

柱2
 ライフステージに
 応じた相談・支援

柱3
 地域全体で
 見守り、支える

■施策

施策1
 乳幼児期の子ども
 の育ち、成長の支援

施策2
 学校教育における
 学び、成長の支援

施策3
 子ども
 の居場所づくりの推進

施策4
 困難を抱えやすい
 子ども（若者）
 への支援

施策5
 孤立しないしくみづくり

施策6
 保護者への就労、
 生活支援

施策7
 地域全体でささえる
 ネットワークの
 構築

北区子ども・子育て支援総合計画2024（概要版）

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行行：東京都北区子ども未来部子ども未来課

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10 電話：03（3908）9097

刊行物登録番号

5-3-049